

つくば市規則第51号

つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金（以下「短期入所受入事業補助金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(短期入所受入事業補助金の交付の目的)

第2条 短期入所受入事業補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）の事業を市内において実施し、市内に居住する医療的ケア児（者）又は重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）を受け入れる事業者に対し、看護師の配置に係る人件費等の費用を支援することにより、医療的ケア児等を受け入れる施設の増加に資することを目的として予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この規則において「医療的ケア児（者）」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児
 - (2) 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。）を必要とする者（前号に掲げる者を除く。）
- 2 この規則において「重症心身障害児等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児
 - (2) 次のいずれにも該当する者

ア 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が重度又は最重度であるもの。ただし、身体障害との重複により、当該障害の程度に判定されている場合を除く。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、肢体不自由に係る障害の程度が1級又は2級に該当するもの。ただし、肢体不自由以外の身体障害との重複により、当該等級に認定されている場合を除く。

ウ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に規定する障害支援区分の認定調査項目のうち、歩行の項目について全面的な支援が必要に該当すること。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第5の1の注1の(1)又は(2)に該当する者

(4) 報酬告示別表第7の1の注7に該当する者

(補助事業)

第4条 短期入所受入事業補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第29条第1項の規定による指定を受けた障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設が第6条第1項の規定による登録の日以後において市内で行う短期入所の事業であって、短期入所に係るつくば市の支給決定を受けた医療的ケア児等を対象として行うものとする。

(短期入所受入事業補助金の額)

第5条 短期入所受入事業補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、当該区分に該当する医療的ケア児等について同表の右欄に掲げる補助基準額に当該医療的ケア児等が宿泊した日数を乗じて得た額の合計額とする。

(登録の申請等)

第6条 短期入所受入事業補助金の交付を受けようとする者は、つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)を市長に提出し、あらかじめその登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る審査を行い、登録の可否を決定し、つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金登録(不登録)決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請は、短期入所受入事業補助金の交付を受けようとする年度の12月末日までに行わなければならない。

(状況報告)

第7条 前条第1項の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、補助事業の状況について、つくば市医療的ケア児等の短期入所受入者報告書(様式第3号)により次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に報告しなければならない。

(1) 4月から6月までの期間 補助事業の実施年度の7月10日

(2) 7月から9月までの期間 補助事業の実施年度の10月10日

(3) 10月から12月までの期間 補助事業の実施年度の1月10日

(4) 1月から3月までの期間 補助事業の実施年度の3月31日

(登録事項の変更)

第8条 登録者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金登録事項変更・取消届出書(様式第4号。以下「変更・取消届出書」という。)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に対し、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出をした者に係る登録を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を変更したときは、当該届出をした者に対し、

つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金登録事項変更・取消通知書（様式第5号。以下「変更・取消通知書」という。）を交付するものとする。

（登録の取消し）

第9条 登録者は、短期入所受入事業補助金の交付を受ける必要がなくなったとき又は補助事業を行わなくなったときは、変更・取消届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に係る登録を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該届出をした者に対し、変更・取消通知書を交付するものとする。

（交付の申請）

第10条 短期入所受入事業補助金の交付を受けようとする登録者（前条第2項の規定により登録を取り消された者であって、第6条第1項の規定により登録を受けていた期間において補助事業を行ったものを含む。）は、つくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金交付申請書兼請求書（様式第6号）を、短期入所受入事業補助金の交付を受けようとする年度の末日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、短期入所受入事業補助金の交付の可否及び額を決定し、その決定の内容をつくば市医療的ケア児等の短期入所受入事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により短期入所受入事業補助金の交付の決定を受けた者がいるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により短期入所受入事業補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に短期入所受入事業補助金が交付されているときは、当該取消しを受けた者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(適用除外)

第13条 短期入所受入事業補助金の交付については、つくば市補助金等適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）第12条の2から第15条までの規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助基準額
1 医療的ケアスコア表に基づき算出した点数の合計が3点以上15点以下の医療的ケア児（者）又は重症心身障害児等を受け入れた場合	1人当たり1泊につき5,000円
2 医療的ケアスコア表に基づき算出した点数の合計が16点以上31点以下の医療的ケア児（者）を受け入れた場合	1人当たり1泊につき7,000円
3 医療的ケアスコア表に基づき算出した点数の合計が32点以上の医療的ケア児（者）を受け入れた場合	1人当たり1泊につき12,000円

備考 「医療的ケアスコア表」とは、令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について（令和3年3月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）に定める障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（医師用）

をいう。